

日本高等学校ゴルフ連盟 競技規定

制定 平成 24 年 12 月 9 日
施行 平成 24 年 12 月 9 日
改定 平成 25 年 5 月 25 日
施行 平成 26 年 4 月 1 日

第1章 総則

第1条 本規定は日本高等学校ゴルフ連盟の主催する競技会に対して適用する。但し、本規定は競技会に対する適用を趣旨として、ルールは日本ゴルフ協会制定の競技規則による。

第2条 大会役員は会長が委嘱する。

第3条 競技大会スケジュールは、理事会において決定する。

第2章 競技者

第4条 競技会参加者は別記定める大会参加規程による。

1 次の場合には、出場資格を失う。

- イ 日本ゴルフ協会よりアマチュアたる資格を停止または剥奪された者。
- ロ 日本高等学校ゴルフ連盟より競技者たる資格を停止または剥奪された者。
- ハ 学校当局より、停学その他の処分を受け、いまだ処分解除を受けぬ者。
- ニ 連盟加盟規定に反した者。
- ホ プロテスト、またはQTを受験した者。
- ヘ JPGA 及び JPLGA の資格規定により、プロに転向した者

2 別に定める大会出場日数規定を遵守すること。

第5条 競技者の義務

- 1 当連盟員は、当連盟主催をいかなる競技よりも優先しなければならない。
- 2 エチケット、ルール並びに競技運営上のあらゆる規定に熟知しかつ厳守すること。
- 3 常に高校生スポーツマンとして立派な態度で行動しなければならない。
- 4 本連盟主催、及び後援競技、派遣競技への大会期間は、ユニフォーム規定を遵守すること。
- 5 各競技において、競技運営に関する事柄は、競技委員の指示に従うこと。
- 6 プレーは迅速に行なうように努めること。
前のドローに正当な理由なく1ホール以上後れたドローはペナルティを課すことがある。
- 7 服装は別記定めるユニフォーム規定による。
- 8 高校生として又スポーツマンとして、清潔かつ清楚な髪型であること。毛染めは禁止する。
- 9 ルールブック、目土袋、スコップ、グリーンフォークは常に携帯すること。
- 10 正当な理由なくアピアに遅れたものは失格とすることがある。
- 11 使用ボールは各大会競技規則による。
- 12 スコアカードの提出は競技委員が確認するまでその場を立ち去らぬこと。
- 13 以上の規定に反した者は、第4章第12条に準ずる。

第6条 参加申し込みの方法

- 1 大会参加要項に従うこと。
- 2 出場希望校（者）は申し込み締切日迄に定められた様式にて自校校長の承認のもとに申し込むこと。
又個人加盟者については、別記個人加盟者の競技出場に関する内規による。
- 3 やむを得ぬ事情のため出場を取り消す場合は、競技大会日迄に大会運営委員長にその旨申し出ること。

4 申し込み後正当な理由なくして出場せざる者は、以後の申し込みを拒絶することがある。

第3章 競技大会及び運営

第7条 本連盟主催の競技及び運営は次の通りとする。

1 日本高等学校ゴルフ連盟主催競技

- | | | |
|--------------------------|-----|----|
| a. 全国高等学校・中学校ゴルフ選手権 夏季大会 | 8月 | |
| 全国高等学校・中学校ゴルフ選手権 春季大会 | | 3月 |
| b. 日韓対抗 中学・高校生ゴルフ選手権大会 | 4月 | |
| 全日本大学・高等学校対抗戦 | 11月 | |

2 日本高等学校ゴルフ連盟派遣競技

- | | | |
|--|-----|--|
| アジアジュニアゴルフチームチャンピオンシップ | 10月 | |
| トヨタジュニアゴルフワールドカップ | 6月 | |
| アジア・パシフィック・ジュニア・カップ | 11月 | |
| オレンジボウル | 12月 | |
| 日本高等学校ゴルフ連盟から推薦・派遣をする JGTO 及び LPGA の競技 | | |

3 日本高等学校ゴルフ連盟後援競技

- | | | |
|-----------------------|-----|--|
| 日本ジュニアゴルフ選手権 | 8月 | |
| 全日本パブリックアマチュアゴルフ選手権 | 6月 | |
| 全日本女子パブリックアマチュアゴルフ選手権 | 6月 | |
| ファルド シリーズ 日本大会 | 12月 | |

4 運営

イ 日本高等学校ゴルフ連盟及び大会主管地区で行う。

ロ 後援競技に関しては、主催者からの要請がある場合、大会運営に協力をする。

第8条 大会参加のある学校については、顧問教諭が必ず引率しなければならない。

1 競技日のみならず、公式練習日にも必ず引率をすること。

2 校務等やむを得ぬ事情で引率ができない場合は、次の書類を大会本部に提出のこと。

イ 同等の引率責任を持てる者への委任状の写し。

ロ 学校長及び顧問教諭印の連署のある委嘱状。

3 以上の条件を満たさない場合は、選手の出場を取り消す。

第9条 ルール違反、その他高校生にあるまじき行為があるときは、別記懲罰規定による。

第4章 雑則

第10条 特別な推薦選手を参加させるためには、競技委員会の承認を得ること。

第11条 シード選手ならびに出場資格獲得の基準は競技スケジュールとともに発表される。

1 与えられたシード権は、大会終了後1週間以内に拒否の申し出をすることが出来る。

2 但し、その期間を過ぎ拒否を申し出た者は、第12条ロの2項目に該当し、処分の対象となる。

第12条 罰則

イ 正当な理由なき場合は、下記の者は失格とし、その時点から本連盟主催競技への出場を期限付き停止とする。

1 無断欠席者、遅刻者、目土袋、スコップ、グリーンフォーク、ルールブック不携帯者。(ただし、この遅刻者とは開会式(OPセレモニー含む)・アピアの時間に遅れた者を指す。)

2 ユニフォーム規定違反者。頭髪違反者。

3 大会出場日数規定違反者。

4 その他、競技委員会において協議し、試合参加不相当と認めた者。

ロ 期限

- 1 遅刻者、目土袋、スコップ、グリーンフォーク、ルールブック不携帯者及びユニフォーム規定違反者、頭髪違反者はその試合のみ出場停止。
- 2 他団体競技を優先し本連盟主催競技（第 7 条 1.a）を欠席した者及び無断欠席をした者は、本連盟主催競技への出場を 6 ヶ月以上出場停止。
- 3 高校生ゴルファーとして不名誉な行為があった場合は、日本高等学校ゴルフ連盟賞罰規定により処分をする。
- 4 その他の出場停止期限については、日本高等学校ゴルフ連盟賞罰規定による。